

枚方市教育委員会後援名義使用の申込みについて

教育、学術、芸術、又は文化の振興に寄与する事業は、申込みによって枚方市教育委員会の後援名義使用の承認を受けることができます。

※令和2年4月1日に枚方市教育委員会後援規則が改正となり、一部取扱いが変更になっていきますのでご注意ください。

後援の基準

後援名義を受けるためには、次の基準をすべて満たす必要があります。

- 教育等の振興に著しい効果があると認められるものであること。
- 一般市民が参加できるものであること。
- 営利を主たる目的とするものでないこと。
- 政治団体又は宗教団体の行うものでないこと。
- 政治的性質又は宗教的性質を有するものでないこと。
- 人権侵害又は差別を助長するおそれのあるものでないこと。

申込み

所定の申込書に、次の書類を添付して申込みを行ってください。申込みは後援名義を使用する日の2週間までをお願いします。2週間を過ぎてから申込みされた場合は、使用を希望する日までに承認できない場合があります。

- ① 後援事業に関するご質問（お願い）
- ② 事業の実施要領
- ② 事業の収支を明らかにした予算書（様式は問いません。）
- ③ 事業主体の会則・役員名簿（事業主体が個人である場合を除く。）
- ④ 後援名義を使用する書類等（ポスター、プログラム等）の案

※ただし、申込み日以降に作成する場合は、作成後速やかに提出をお願いします。

事業報告

事業終了後、速やかに次の書類の提出をお願いします。なお、提出をいただけない場合は、今後、後援名義の承認をお断りさせていただく場合があります。

- ① 事業の報告書・収支を明らかにした決算書（様式をHPに掲載）
- ② 後援名義を使用した書類等（ポスター、プログラム等）
※既に提出いただいている場合は不要です。

その他

- ・事業の内容等により、承認にあたって条件を付する場合があります。
- ・承認後、事業内容等が変更になった場合は速やかに届出をお願いします。
- ・後援の基準を満たさなくなった等の場合、枚方市教育委員会後援規則に基づき、後援の承認を取り消す場合があります。

枚方市教育委員会 総合教育部 教育政策課
電 話 050-7105-8056
F A X 072-851-1711
メ ー ル kysoumu@city.hirakata.osaka.jp